

区 分	頁・行	誤	備 考
土木工事 積算要領	要領・土木 -2	<p>ロ 単価表</p> <p>①一次単価表 単位数量当たり単価表の合計金額が有効数字4桁になるように原則として5桁以降を切り上げる（諸雑費は計上しない）。</p> <p>②一次単価表以外（歩掛表に諸雑费率があるもの） 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑费率内で端数を計上する。</p> <p>~~~~~</p> <p>③一次単価表以外（歩掛表に諸雑費がなく、端数処理のみの場合） 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。</p> <p>④金額は、「諸雑費」の名称で計上する。</p>	記載内容の追記
		正	
		<p>ロ 単価表</p> <p>①一次単価表 単位数量当たり単価表の合計金額が有効数字4桁になるように原則として5桁以降を切り上げる（諸雑費は計上しない）。</p> <p>②一次単価表以外（歩掛表に諸雑费率があるもの） 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑费率内で端数を計上する。</p> <p><u>ただし、諸雑费率内で端数処理できない（負となる）場合は、③の扱いで端数処理する。</u></p> <p>③一次単価表以外（歩掛表に諸雑費がなく、端数処理のみの場合） 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。</p> <p>④金額は、「諸雑費」の名称で計上する。</p>	

(3) 労務費

労務費は、工事を施工するのに必要な労務の費用で、その算出は次項のとおりとする。

1) 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般的には過去の実績及び実態調査等によって得られた標準的な歩掛を使用する。

2) 労務賃金

イ 労務賃金は、直接作業に従事した時間に対して労働者に支払われる基本給をいい、積算に用いる基本給は、北海道建設部「単価コード表」の「公共工事設計労務単価」等を使用する。

基準作業時間外の作業及び特殊条件下での作業に従事した場合に支払われる賃金を割増し賃金といい、割増し賃金は、従事した時間及び作業条件によって補正割増しする。

ロ 補正後の労務単価は円止めとする。(円未満切り捨て)

(4) 直接経費

直接経費は、工事を施工するのに直接的に必要な経費で、その算出は次項のとおりとする。

イ 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

ロ 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するのに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料(用水・上下水道使用料)とする。

ハ 機械経費

機械経費は、工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(建設機械等の償却費、維持補修費、管理費等、これらのライフサイクルコストを1時間当たり又は1日当たりの金額で示した経費であり材料費、労務費を除く。)で、その算出は請負工事機械経費積算要領(建設機械等損料算定表)に基づいて積算する。

(5) 諸雑費及び端数処理

1) 諸雑費

イ 諸雑費の定義

当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

ロ 単価表

①一次単価表

単位数量当たり単価表の合計金額が有効数字4桁になるように原則として5桁以降を切り上げる(諸雑費は計上しない)。

②一次単価表以外(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率内で端数を計上する。

ただし、諸雑費率内で端数処理しきれない場合は、③の扱いで端数処理する。

③一次単価表以外(歩掛表に諸雑費がなく、端数処理のみの場合)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

④金額は、「諸雑費」の名称で計上する。

ハ 内訳書

諸雑費は計上しない